

離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 総務省組織令の一部改正

自治行政局の所掌事務の特例の期限の延長を行うこと。

(附則第三条第三項関係)

第二 農林水産省組織令の一部改正

農村振興局の所掌事務の特例の期限の延長を行うこと。

(附則第五条関係)

第三 国土交通省組織令の一部改正

国土政策局等の所掌事務の特例等を変更すること。

(附則第二条、第六条、第七条及び第九条関係)

第四 国土審議会令の一部改正

一 離島振興対策分科会の設置期限の延長を行うこと。

(附則第二条第一項関係)

二 離島振興対策分科会の所掌事務の読替えを行うこと。

(附則第二条第三項関係)

第五 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)